

# 第1回市町村ヒアリング実施要領

## 1 目的

第3期沖縄県障害福祉計画の策定に向けては、障害者自立支援法第88条第7項及び第89条の規定に基づき、市町村と連携をとって進める必要があるとともに市町村障害福祉計画の作成に資することを目的として市町村ヒアリングを実施する。

## 2 実施期間及び実施計画

- (1) 実施期間 平成23年8月31日（水）～平成23年9月12日（月）
- (2) 実施計画 別紙1 日程表のとおり

## 3 市町村ヒアリングの内容

- (1) 対象 第2期市町村障害福祉計画の数値目標等に対する実績について
- (2) 質問内容 分析状況等について別紙2の内容でヒアリングを行う。
- (3) 実施方法

複数市町村を合同で実施する。旧基本指針では、地域移行基盤整備が進んでいない地域においても着実に整備が行われるよう、障害福祉圏域単位を標準とするサービス供給体制の具体的整備を促進する規定を盛り込むことになっているため、計画策定作業の過程の中で、圏域を意識した体制作りを進める必要がある。（市町村を越えた共通意識の形成と、各市町村の進ちょく状況・分析結果の共有。）

- (4) ヒアリングの結果

今回の市町村ヒアリングで得られた市町村の分析結果については、内容を精査のうえ、県の分析結果にも生かしていく。

## 4 ヒアリング調査様式及び提出期限

- (1) 調査様式 

|   |                                    |
|---|------------------------------------|
| { | 【調査票1】 取組状況調査票                     |
|   | 【調査票2】 市町村障害福祉計画サービス実績等提出用シート      |
|   | 【調査票3】 障害福祉計画に定める地域生活支援事業実績及びその考え方 |

- (2) 実績の調査時点

原則として、平成20年度末から平成22年度末までの実績を用いて分析を行う。

※【調査票2】の「2. サービス量の実績」は、原則、障害福祉サービスの年度末の実績として、県に報告している3月のサービス提供分を用いること。  
(市町村において実績の取り方が県と異なる場合は別の月で比較することも可能。)

- (3) 調査票の提出期限

平成23年8月19日（金曜日）

※ヒアリング当日は、提出した調査票を持参すること。